

品川区障害者施設訪問歯科健康診査実施要綱

制定 令和 6年 4月 1日 要綱第212号

(目的)

第1条 品川区障害者施設訪問歯科健康診査（以下「施設訪問歯科健診」という。）は、区内障害者施設に入所または通所している心身障害者に歯科健康診査、口腔衛生指導等を行う事で口腔衛生の維持向上を図り、治療の機会を設けると共に健全な口腔衛生習慣を身に付ける生活支援を行うことを目的とする。

(健診対象者)

第2条 施設訪問歯科健診の対象者は、区が指定する区内の障害者施設に入所または通所する身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者福祉手帳のいずれかの交付を受けた者とする。

(事業の実施)

第3条 施設訪問歯科健診は、地区歯科医師会に委託して実施する。

(実施方法)

第4条 区が指定する区内の障害者施設において、地区歯科医師会に加入している医療機関の歯科医師および地区歯科医師会が委託した歯科衛生士が訪問し実施する。施設訪問歯科健診を担当する歯科医師は、地区歯科医師会で協議し決定する。

(実施回数)

第5条 施設訪問歯科健診の実施回数は、1施設につき年1回とする。

(費用)

第6条 施設訪問歯科健診に要する費用は、全額区の負担とする。

(診査内容)

第7条 施設訪問歯科健診は、次の項目について行うものとする。（4）は希望者のみに実施する。

- (1) 歯の状況調べ
- (2) 疾病異常の有無
- (3) 歯の汚れの検査
- (4) 歯科相談および口腔衛生指導

(配置基準)

第8条 施設訪問歯科健診に従事する歯科医師等の配置基準は、別表のとおりとする。

(受診方法)

第9条 健診対象者は、区が指定する障害者施設において、地区歯科医師会と障害者施設とで設定した実施日に受診する。

(診査後の報告)

第10条 歯科医師は、受診者に指導区分を付し、必要な指導を行うとともに、施設訪問歯科健診の診査結果を地区歯科医師会に報告するものとする。

2 地区歯科医師会は、報告書類をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第11条 地区歯科医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が定めるものとする。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

歯科医師等配置基準

希望者数	歯科医師数	歯科衛生士数		
		歯科医師 補助	歯科相談	計
～ 10	1	1	1	2
11 ～ 20	1	1	2	3
21 ～ 30	2	2	2	4
31 ～ 40	2	2	3	5
41 ～ 50	3	3	3	6
51 ～ 60	3	3	4	7
61 ～ 70	4	4	4	8

※複数の施設を合同で実施する場合には、当該施設の希望者数を合算した人数によるものとする。